2013年5月15日

各位

会 社 名　第 一 生 命 保 険 株 式 会 社
代表者名　代表取締役社長　渡邉　光一郎
（コード番号:8750　東証第一部）
問合せ先　経　営　企　画　部　　ＩＲ室
（ＴＥＬ　０５０－３７８０－６９３０）

株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の内容変更について

当社は、2013年5月15日開催の取締役会において、2013年6月24日開催予定の第3期定時株主総会に、下記のとおり株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の内容変更議案を付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の内容変更の目的

当社取締役の報酬等につきましては、2011年6月27日に開催されました第1期定時株主総会において、その総額を年額8億4,000万円以内（うち社外取締役分2,160万円）とし、そのうち、株式報酬型ストックオプション制度として当社取締役（社外取締役を除く。）に割り当てる新株予約権に関する報酬等の額を年額2億円を上限として設定する旨、及び株式報酬型ストックオプションの内容について承認可決されております。

今般、当社は、2013年5月15日開催の取締役会におきまして、2013年6月24日開催予定の第3期定時株主総会において定款変更議案が承認可決されることを条件に、2013年10月1日を効力発生日として、当社普通株式を1株につき100株の割合をもって分割するとともに、普通株式の単元株式数を1株から100株に変更する旨を決議いたしました。

かかる株式の分割等を踏まえ、所要の調整を行うため、定款変更議案が承認可決されることを条件として、株式報酬型ストックオプションの内容の変更を行うものです。

2. 変更内容

別紙のとおりです。

以上

【別紙】株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の内容変更（概要）

1. 新株予約権の総数
   各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の総数は、年額2億円を、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権1個当たりの公正価格をもって除して得られた数（整数未満の端数は切捨て）を限度とする。
2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数
   各新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、その目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、1株とする。ただし、株式の分割又は併合を行う場合、付与株式数は、次の算式により調整され、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。
   調整後付与株式数＝ 調整前付与株式数× 株式分割又は併合の比率
   また、上記の他、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、株式の無償割当てを行う場合その他付与株式数の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で付与株式数は適切に調整される。
3. 新株予約権の払込金額
   新株予約権1個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価格を基準として、新株予約権の募集要項等を決定する当社取締役会において定める。
4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
   各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの財産の価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
5. 新株予約権を行使することができる期間
   新株予約権の割当日の翌日から30年以内で当社取締役会において定める。
6. 譲渡による新株予約権の取得の制限
   譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
7. 新株予約権の行使の条件
   新株予約権の割当てを受けた者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日以内に限り新株予約権を行使できるものとする等、新株予約権の行使の条件については、新株予約権の募集要項等を決定する当社取締役会において定める。